

# 埼玉だより

職場内で掲示・回覧をお願いします

保険証のご提示で

お得なサービスが  
受けられます



定期健診を受診された **40歳～74歳の方** 対象 /

## 定期健康診断(事業者健診)の結果をご提供ください

協会けんぽでは、従業員の皆さまの健康をサポートするため、事業主様に定期健康診断(事業者健診)の健診結果の提供を毎年お願いしております。

### 健診結果を提供するメリット

メリット



**1** 健康サポートを**無料**で  
受けられます！

メタボリックシンドロームに該当する方の生活習慣改善(特定保健指導)や重症化予防のためのサポートを無料で受けられます。



メリット



**2** 「健康経営<sup>®</sup>サポートカルテ」を  
お送りします！



従業員様の健康状態を分析し、見える化した資料である「健康経営<sup>®</sup>サポートカルテ」をお送りします。

※「健康経営<sup>®</sup>」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。  
※「健康経営<sup>®</sup>サポートカルテ」の提供は被保険者数30人以上の事業所であること等の条件があります。

### 健診結果データ提供までの流れ



(注) 健診機関からご提供いただけない場合、事業主様へ健診結果の提出をお願いすることがございます。

同意書をご提出いただくことにより、協会けんぽが健診機関から直接健診結果データを受領します。 **同意書のダウンロードはこちらから!**



業務委託先

セントリック  
**CENTRIC株式会社**

(本社)東京都豊島区池袋2-50-9 第三共立ビル5階 ※委託期間：令和6年3月31日まで  
(和歌山支店) 和歌山県和歌山市板屋町22 和歌山中央通りビル6階

担当者より文書およびお電話で連絡させていただくことがございます。ご理解のほどよろしく申し上げます。

## 生活習慣病予防健診を受診できる健診機関が増えました！

以下の健診実施機関で生活習慣病予防健診を受診できるようになりましたので、お知らせいたします。

**戸田** 医療法人 翔誠会 MIRAI CLINIC TODA TEL 048-229-0489

**志木** たで健診・内視鏡クリニック TEL 048-470-7557

その他の健診機関につきましては、3月中旬にお送りしましたパンフレット、または協会けんぽ埼玉支部ホームページをご覧ください。



# 健康保険が使える施術と使えない施術があります

## 整骨院・接骨院のかかり方

柔道整復師（整骨院・接骨院）にかかる場合、「協会けんぽ」から療養費としてその一部が支払われます。しかし、柔道整復師による治療には、健康保険の対象となる場合と、ならない場合があります。

### 健康保険の \対象となる/ 場合

- ✓ 打撲
- ✓ 捻挫
- ✓ 骨折
- ✓ 脱臼
- ✓ 挫傷（肉離れなど）

※ケガによる痛みに限ります。  
※内科的原因による疾患は含まれません。  
慢性的な状態に至っていないものに限られます。  
※同一負傷に対して、保険医療機関で治療中のものは含まれません。

### 健康保険の \対象とならない/ 場合

- ✓ 単なる肩こり、筋肉疲労、慰安目的のマッサージ
- ✓ 病気（神経痛、リウマチ等）からくる痛み・こり
- ✓ 脳疾患後遺症等の慢性病
- ✓ 過去の交通事故等による後遺症
- ✓ 症状の改善のみられない長期の治療
- ✓ 仕事や通勤途上での負傷
- ✓ 医師の同意のない骨折や脱臼の治療 ※応急処置を除く

施術を受けられる際のお願い \協会けんぽから、治療を受けた方に対して、施術内容についてお尋ねする場合がございます。/

- 1 負傷の原因を柔道整復師にはっきり伝えてください。
- 2 領収書は必ず保管してください。  
※領収書は医療費控除を受ける際に必要となります。
- 3 療養費支給申請書は必ずご自身で署名してください。

## はり・きゅう、あん摩・マッサージのかかり方

一定の要件を満たす場合は、療養費として健康保険の対象となります。健康保険の対象となるのは、以下のとおりです。

### はり・きゅう

以下の2つの要件を満たす場合のみ対象となります。

#### 1 対象となる傷病であること

神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症

※神経痛・リウマチなどと同一範疇と認められる慢性的な疼痛についても認められる場合があります。

#### 2 医師がはり・きゅうの施術について同意していること。

※医師による適当な治療手段がなく（医療機関において治療を行い、その結果、治療の効果が現れなかった場合等）、はり・きゅうの施術を受けることを認める医師の同意がある場合です。

### あん摩・マッサージ

#### 医師があん摩・マッサージの施術について同意していること。

※筋麻痺・筋萎縮・関節拘縮等の症状が認められ、その制限されている関節の可動域の拡大と筋力増強を促し、症状の改善を目的として、あん摩・マッサージの施術が必要と医師が同意している場合に限りします。

⚠ 医療機関との併用での施術は認められません。施術を受けるにあたり、定期的に医師の同意が必要です。

#### 施術を受けられる際のお願い

- 1 領収書は必ず保管してください。  
※領収書は医療費控除を受ける際に必要となります。
- 2 療養費支給申請書は必ずご自身で署名してください。

## 被扶養者資格再確認のご協力をお願い

提出期限

令和5年12月8日(金)

協会けんぽでは、本年度も健康保険の被扶養者資格の再確認のため、10月下旬から11月上旬にかけて、被扶養者状況リスト等を事業主様にお送りしております。ご確認のうえ、提出期限までにご提出をお願いいたします。

詳細については  
こちら▶



全国健康保険協会 埼玉支部  
協会けんぽ

〒330-8686 埼玉県さいたま市大宮区錦町682-2 大宮情報文化センター(JACK大宮)16階  
電話(代表) 048-658-5919

毎月発行・無料

ご登録はこちらから↓

メールマガジン  
「彩メール」

健康保険や健康づくりに関する  
タイムリーな情報をお届け

